

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和7年3月24日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 杉浦 弘昌

1 業務の概要

- (1)業務名 令和7年度名古屋市シティプロモーション推進事業業務委託
- (2)業務内容 別添1「仕様書」のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4)契約上限金額 32,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、複数の法人その他の団体で構成する団体グループでも応募可能とするが、その場合は構成団体となる者が次の(2)に掲げる要件を満たしていること。また、いずれかの団体を代表者とすること。

(1)単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4第 2項各号に該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」、「映画・ビデオ等の制作」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和7年4月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、本プロポーザルに係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本プロポーザルに参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本プロポーザルに参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。

キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 平成27年度以降に行政機関・企業等の事業・商品等のブランディングに係る業務を受託した実績があること。

コ 本プロポーザルに係る団体グループの構成員でないこと。

(2)団体グループの場合

ア 団体グループのすべての構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 団体グループのすべての構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4第 2項各号に該当する事実があつた後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 団体グループのすべての構成員が、令和7年度及び令和8年度名古屋市競争

入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」、「映画・ビデオ等の制作」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和7年4月15日午後5時15分までに資格審査の申請を行い、本プロポーザルに係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。

エ 団体グループのすべての構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 団体グループのすべての構成員が、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 団体グループのすべての構成員が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本プロポーザルに参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。

キ 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

ク 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 団体グループのいずれかの構成員が平成27年度以降に行政機関・企業等の事業・商品等のブランディングに係る業務を受託した実績があること。

コ 団体グループのすべての構成員が、単独企業として本プロポーザルに参加しようとする者でないこと。

サ 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルに係る2以上の団体グループの構成員でないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市総務局企画部企画課（名古屋市役所本庁舎4階）

電話 052-972-4450 FAX 052-972-4418

メールアドレス a4450@somu.city.nagoya.lg.jp

(2) 本プロポーザルに係る仕様書等の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 質問回答

プロポーザル実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式1）に必要事項を記載し、持参により提出又はファックス若しくは電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

（1）に同じ

イ 質問期間

令和7年3月24日～令和7年4月3日 午後5時30分まで

ウ 回答期限

令和7年4月11日

エ 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。

(4) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出期間等

ア 提出場所

（1）に同じ

イ 提出期間

令和7年4月14日 午前9時00分から令和7年4月22日 午後5時30分まで（持参により提出する場合は、休日及び正午から午後1時00分を除く。）

ウ 提出部数

7部 （正本1部、副本6部）

エ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

なお、全ての提出書類は同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

オ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (イ) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。
 - a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
 - b 記入事項を判読できない企画提案書等
 - c 参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
 - d 虚偽の事項が記載された企画提案書等
 - e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
 - f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
 - g 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
 - h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等
- (エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (オ) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書及び企画提案書等と同様に取り扱う。
- (カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式2）

イ 企画提案書

(ア) 表紙（様式3）

(イ) 団体の概要（様式4）

団体グループとして応募する場合は構成団体ごとに作成すること。

(ウ) 業務実施体制（様式5）

(エ) 業務実績（様式6）

関連企業等の実績を記載する場合は、当該企業等を含む団体グループとして応募すること。

(オ) 業務実施スケジュール（様式7）

(カ) 業務の実施方針及び手法（様式8）

仕様書の業務内容に基づいて記載すること。また、別添2「評価基準」の評価項目及び審査のポイントに掲げている事項については、必ず具体的に記載すること。なお、(カ)に関しては任意の様式でも可とするが、前述の事項については必ず具体的に記載すること。

(キ) 担当者の資格・実務経験（様式9）

ウ 見積書

(ア) 見積書（様式10）

(イ) 積算内訳書

エ 団体グループ協定書（別添3）

団体グループとして応募する場合のみ作成すること。

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書

(ア) A4縦長左綴じで、正本（1部）はホッチキス留め、副本（6部）はクリップ止めとして、合計7部提出すること。

(イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

(ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

(エ) 提案者1者（1団体グループ）につき、1提案に限ること。

イ 見積書

見積金額の内訳が分かる書類（積算内訳書）を添付したうえで提出すること。

5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、下記のように審査を実施する。企画提案書の評価は学識経験者等および本市職員で構成する「令和7年度名古屋市シティプロモーション推進事業業務委託事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

(ア) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、別添2の評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の5者に対し、下記イの第2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が5者以下の場合は、第1次審査を実施しない。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和7年4月30日までに書面又は電子メール（以下「書面等」という。）にて通知する。

イ 第2次審査（ヒアリング審査）

(ア) 日程

令和7年5月9日（予定）

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

(ウ) 評価基準については、第1次審査と同じものを使用する。

(エ) 本審査への出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。なお、ヒアリング時間は提案者1者（1団体グループ）あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添2「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることができる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が1者（1団体グループ）のみであつた場合でも本プロポーザルは成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日

を除く。)以内に、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

6 審査結果の通知及び結果の公表

(1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。

(2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、名古屋市ホームページにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(1)ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録(アド

レス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>) において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和7年4月15日午後5時15分までに次の場所に提出し、契約締結の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

(名古屋市役所西庁舎11階)

電話 052-972-2321

- (5) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (7) 参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。
- (8) 参加資格確認申請書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではない。
- (10) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (11) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (12) 談合情報が寄せられた場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- (13) 本プロポーザルは、本プロポーザルに係る令和7年度予算の成立を条件とする。